

平成 15 年 4 月 1 日から
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正

宇都宮商工会議所中心商業地新規出店促進事業補助金

空き店舗出店補助金

宇都宮市の中心商業地に出店すると補助が受けられます

どんな補助が受けられるの？

対象経費		補助率	限度額	
経営財務診断費	専門家の経営財務診断に要した費用 (申請時・開店 6 カ月後・開店 1 年後)	50%	1 回につき 1 万 5 千円	
内外装改造費	(1) 一般店舗 天井・壁・床・塗装・電気・給排水工事等サイン工事等外装も含む対象工事費(設備工事等は除く)	30% 40% 50%	150 万円	
	(2) 大谷石蔵活用店舗 天井・壁・床・塗装・電気・給排水工事、外装についてはサイン工事のみが対象	30%		200 万円
	(3) 商店街等の定めたコンセプト(市長の認定を受けたもの)に合致する業種 一般店舗対象工事費(天井・壁・床・塗装・サイン)ほか電気・給排水工事が対象	50%		150 万円
特例加算	おもてなし事業 おもてなしコーナーの設置、バリアフリー仕様の店作り、夜間照明設備等の設置をした場合	30%	50 万円を限度に内外装改造費補助額に加算	

店舗改装費	開店後 2～5 年間に店舗の改装を行った場合 ※ただし、開店 1 年後の経営財務診断を受けていること、開店後 2～5 年間にを行った工事で、支払いもその間に完了しているものに限る。 ※平成 25 年度申請者より適用	30%	50 万円
-------	---	-----	-------

どの区域が対象になるの？

別紙、「中心商業地出店等促進事業補助金対象区域」マップをご参照ください。詳細はお問い合わせください。

※対象区域内において、出店地が再開発事業等の公共事業が実施される場所では、その進捗により店舗の転出依頼があった場合、速やかに店舗の転出に応じていただきます。

業種による制限はあるの？

【対象になるもの】小売業、飲食業（ランチ営業有）、サービス業、医療・社会福祉業、教育・学習支援業、その他市長が適当と認める業

※対象業種については、総務省 産業分類を基準としています。詳細については別途お問い合わせください。

【対象にならないもの】オフィスに利用する場合や、飲酒業（但し、カクテル専門店は可）、風俗業及び遊戯業、その他対象業種にあたらないもの

※全ての業種について、週4日以上営業が必要です。それ以下の場合は対象外となります。

※本制度上、「飲食業」と「飲酒業」は、ランチ営業の有無で判断されます。

宇都宮市中心商業地出店等促進事業補助金交付要綱 抜粋

（補助条件等）

第5条 新規出店促進事業に係る店舗において、その経営者は次の各号のすべての条件を充たさなければならぬ。

- (1) 店舗における経営を2年以上継続すること。
- (2) 補助対象業種については、別表第4の店舗を開設し継続的に運営すること。
- (3) 店舗を転貸して業務を行うものでないこと。
- (4) 店舗が補助対象区域内での移転によるものでないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 申請に係る店舗の出店予定日から6箇月以内に当該店舗の営業を開始すること。
- (7) その他会議所で定める事項

（補助金の返還）

第6条 市長は、受給資格認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助条件を充たさなくなったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の返還を求めることが相当であると市長が認めるとき

宇都宮商工会議所中心商業地新規出店促進事業補助金取扱要領 抜粋

（受給資格の認定手続）

第2条 受給資格者の認定の申込みは、受給資格者認定申込書により申し込むものとする。この場合において、出店後であっても、60日以内であれば、申し込むことができる。

2 会議所は、申込を受けたときは、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (2) 申込みに係る店舗が1階若しくは2階（カクテル専門店にあっては2階）にあり、又はこれらの階が空き店舗でない場合の地下1階以下若しくは3階以上の階にあること。ただし、地下1階又は3階を超える階にあっては、1階及び2階と連続する途中の階も空き店舗でないこと。ただし、医療業、社会保険・福祉・介護事業においては、この限りでない。
- (3) 店舗が対象区域にあるかは、店舗の入口又は店舗の正面の位置が対象区域に面しているかで判断する。
- (6) 申込人は、空き店舗所有者、当該所有者の同一生計者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人若しくはその他団体でない者とする。

（経営財務診断に要する費用の請求）

第3条 経営財務診断に要する費用の請求は、経営財務診断に要する費用請求書により請求するものとする。

（内外装改造等に要する費用の請求）

第4条 内外装改造等に要する費用の請求は、内外装改造等に要する費用の請求書により請求するものとする。

2 前項の内外装改造等に要する費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 内装改造工事については、天井、壁、床、塗装、電気、給排水工事とする。
- (2) 外装改造工事については、店舗の賃借上許容される店名のサイン工事を含む外観工事とする。
- (3) おもてなし事業における対象費用の範囲については、別に定める。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認める費用を含めることができる。

3 内外装改造等に要する費用の請求に当たり、工事等の内容が不明瞭な場合は、当該部分は、助成の対象としない。

必要書類

1 申込書類

- ① 受給資格認定申込書（様式第1号）
 - ② 店舗の賃貸借契約書および重要事項説明書の写し
 - ③ 店舗の賃貸借契約に係る契約金等の領収書の写し（敷金、礼金、仲介手数料、初月分家賃等）
 - ④ 2年以上の営業継続を行う宣誓書
 - ⑤ 飲酒業、風俗業及び遊戯業を行わない宣誓書
 - ⑥ 商店街（商店街がない場合は自治会）商工会議所その他近隣者との協力関係を明らかにする書面の写し
 - ⑦ 出店者の事業概要
 - ⑧ 専門家による経営財務診断書（中小企業診断士による）
- （その他）
- カクテル専門店としての認定を受ける場合
- ⑨ カクテル専門店であることの証明書もしくは認定書（宇都宮カクテル倶楽部への加入が必要）
- 特例加算の認定をうける場合
- ⑩ 特例加算申告書（おもてなし事業）
- 特例業種の場合
- ⑪ 特例業種（商店街等のコンセプトに合致する）に該当する場合には、「宇都宮市中心商業地出店等促進事業補助金における特例業種の認定書」の写し※商店街による証明印のあるもの

2 経営財務診断費用請求

- ① 経営財務診断費用請求書（様式第3号）
- ② 経営財務診断にかかる領収書等の写し
- ③ 経営財務診断書
- ④ 請求者の市税完納証明書（請求者所在地の証明）
- ⑤ 請求者の振込口座が確認できる預金通帳の写し

3 内外装改造費等に要する費用の請求

- ① 内外装改造費等に要する費用の請求書（様式第4号）
- ② 内外装改造費等に要する費用の請求に関する内訳書
- ③ 店舗の内外装改造費の内容が確認できる見積書（内訳書）、請求書及び領収書の写し
- ④ 店舗位置図、店舗平面図、改造前・改造後の写真
- ⑤ 請求者の市税完納証明書（請求者所在地の証明）
- ⑥ 請求者の振込口座が確認できる預金通帳の写し
- ⑦ 営業実績報告書

5 店舗改装事業に要する費用の請求

- ① 出店後の内外装改造費等に要する費用の請求書（様式第6号）
- ② 改装費用に要する費用の請求に関する内訳書
- ③ 改装事業の内容が確認できる見積書（内訳書）、請求書及び領収書の写し
- ④ 改装前・改装後の写真
- ⑤ 請求者の市税完納証明書（請求者所在地の証明）
- ⑥ 請求者の振込口座が確認できる預金通帳の写し
- ⑦ 経営財務診断書（開店後1年～1年6ヶ月の間に診断を受けたもの）

《手続きの流れ》

相 談

窓口で出店場所、業種、事業計画をヒヤリングし、条件を満たしているか、申込が可能かどうか確認します。



申 込

申込書類が揃ったら、宇都宮商工会議所の窓口にて申込手続きをしてください。



審 査 委 員 会

申込書類をもとに受給資格認定審査を行います。



受 給 資 格 認 定 書 発 行

補助金を請求する資格を得ることができます。



請 求 手 続 き

経営財務診断費用・内外装改造費等請求を行います。



審 査 委 員 会

費用請求書類をもとに認定審査を行います。



開店6ヶ月後・1年後の経営財務診断

開店6ヶ月後・1年後に、実績をもとに中小企業診断士による経営財務診断を受けます。



開店1年後・2年後の実績報告

実績報告書を宇都宮商工会議所に提出してください。



開店2～5年の店舗改装費用請求

開店後2～5年の間に店舗の改装を行った場合、1回に限り請求を行うことができます。ただし、①開店1年後の経営財務診断を受けていること②開店後2～5年の間に行った工事で、なおかつ支払いもその間に完了しているもの③支払後6ヵ月間に請求手続きを完了させること、以上3つの条件を満たさなければなりません。

【申 込】

宇都宮商工会議所地域振興部（宇都宮市中央3-1-4）

TEL 028-637-3131

【問合せ】

宇都宮商工会議所地域振興部

TEL 028-637-3131

宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ

TEL 028-632-2433